



路地に咲くアジサイ

安心してられない、何が起きるかわからない、とんでもないことが起きそう……。アメリカ国民はとんでもない人を選んでしまった、と私は思う。

アメリカファーストではなく自分自身ファーストつまり自分本位、自分勝手主義のなにものでもないと思うのだが……。

今回の地球温暖化パリ協定脱退はどんな理由であろうとまったく理解に苦しむ。

地球を守ろう、CO2を削減しよう、これは世界各国が共通目標とするところである。

かけがえのない地球、産業革命から始まるさまざまな文明は おおいに人類の発展に貢献した。その便利さをとってみても影響ははかりしれない。また物質文明の進化はその快適さとともにいまだに資源の獲得競争が絶えない。

この辺で「拡大＝成長」神話から距離をとったらどうだろう。

## 悪い予感……トランプ大統領の今後

簡単にいえば 量から質への転換、大量生産・大量消費からの脱却だろう。

大量生産システムで成長してきた日本経済にとってこの転換はそう簡単なものでない。

「環境第一」のフレーズはどうだろう。

わが社の製品は地球にやさしいか、環境を破壊していないか？ 再利用可能か？

こう考えると何をとっても環境に行きつく。これは取りも直さず 地球の喜びを共有し、共生する。〇〇ファーストではなく あくまで共存共栄である。

なにを試みるにも「かけがえのない地球と共にあるか」を最優先に考え実践したい。



## 消費税におけるインボイス制度の導入 平成 28 年度税制改正より

平成 31 年 10 月からの消費税 10%へのUPに伴い、軽減税率(飲食料品等は 8%)が導入されます。それにより、請求書(レシート・領収書等)と帳簿の記載事項を追加することになりました。

### 対象事業者

- ・軽減税率の対象品目の売上有る事業者(免税事業者を含む)
- ・軽減税率の対象品目の仕入(会議費や交際費として食料品などを購入する場合も含む)がある課税事業者(簡易課税制度の適用を受けていない課税事業者)

※対象品目とは: 飲食料品(酒類、外食・ケータリングを除く)、新聞(週 2 回以上発行のもの)

消費税は、預かった消費税から仕入・経費等の支出の消費税を控除して納税額を計算していますが、控除してもらうためには決められた事項が記載された請求書及び帳簿の保存が要件となっています。

スケジュール①平成 31 年 10 月より: 消費税率の 10%引上げ。対象品目は 8%の軽減税率制度が導入

②平成 31 年 10 月～平成 35 年 9 月まで: 区分記載請求書等保存方式の適用

③平成 35 年 10 月～: インボイス制度導入

### 区分記載請求書等保存方式 とは(インボイス導入まで)

以下の項目が記載されている請求書及び帳簿を保存すること

- ・発行者及び受領者の指名又は名称
- ・取引の年月日・内容・税込価格 ←ここまでは現行
- ・軽減税率の対象品目である旨
- ・税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)

※請求書等もらった事業者が追記しても可



### 《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中		請求書	
平成 31 年 11 月分		87,200 円 (税込)	
11/1	牛肉	※	5,400 円
11/3	小麦粉	※	2,160 円
...	...		
11/27	しょうゆ	※	3,240 円
11/30	ビール		6,600 円
	合計		87,200 円
		(10%対象)	44,000 円
		(8%対象)	43,200 円

△△(株)  
「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

- ① 軽減税率の対象品目である旨の記載(例えば、税率(8%)の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載)
- ② 税率ごとに合計した対価の額(税込み)の記載

(参考)  
取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

※3万円未満の場合や、自販機などからの購入で請求書等を得られない場合は現行どおり、帳簿に記載することで控除を受けられます。

### インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは

現行制度での記載事項に加えて

- ・登録番号(税務署長に申請してもらう。平成 33 年 10 月から受付)
- ・税抜き・税込み価格を税率ごとに区分した合計額及び適用税率

※区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上と仕入に係わる消費税額の計算の特例があります。(期間:平成 31 年 10 月～平成 35 年 9 月 30 日まで。対象者:簡易課税制度の適用を受けてない課税事業者。)

図1 適格請求書例

〇〇御中		請求書	
11月分		20,000円(本体)	
		消費税	1,800円
11/1	牛肉2kg	※	5,000円
11/8	割りばし4箱		5,000円
...	...		
合計	20,000円	消費税	1,800円
		(10%対象)	10,000円 消費税1,000円
		(8%対象)	10,000円 消費税 800円
△△(株)		登録番号	XXX-XXX
		注) ※印は軽減税率(8%)適用商品	

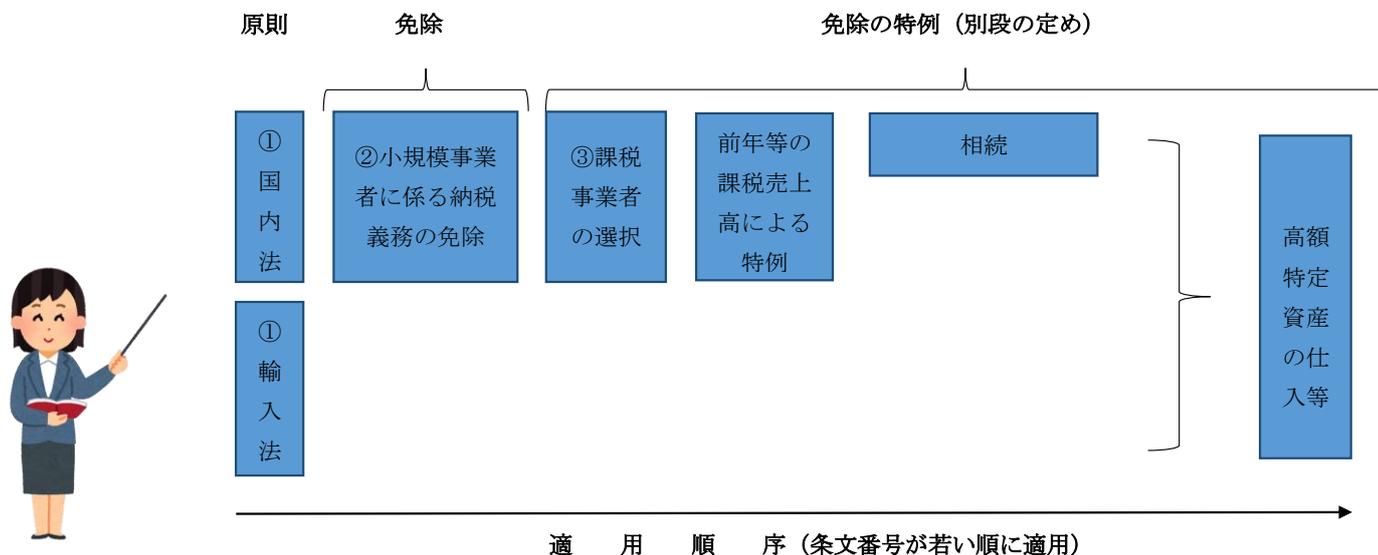
※「適格請求書等保存方式の導入」(財務省)より転載

## 消費税法の納税義務

消費税は多くの事業者の皆様にとって、日常的に関わる身近な税と言えるのではないのでしょうか。

また税理士試験の試験科目の1つであるため、日々私たち職員も勉強に励んでおります。今回はそんな消費税をより深く学ぶ機会として、重要項目の1つである納税義務について、特に事業者の皆様に関わりの強い項目にポイントを絞ってご説明したいと思います。

【消費税法の条文体系】



### ①納税義務者の原則(消費税法5条第1項・第2項)

事業者(法人又は個人事業主)が事業として行った資産の譲渡等には消費税の対象となります。また保税地域から外国貨物を引き取る者(事業者問わず)も消費税の対象となります。

### ②小規模事業者に係る納税義務の免除(消費税法9条第1項)

事業者はその課税期間に係る基準期間(個人においては2年前の期間、法人においては2期前の期間※事業年度を変更した場合を除く)における課税売上高が1,000万円以下である場合は消費税を納める義務が免除となります。ただし別段の定めがある場合はこの限りではありません。

### ③課税事業者の選択の届出(消費税法9条第4項)

課税事業者選択届出をその事業者の所在地を管轄する税務署長に提出した場合は、本来は免税事業者である事業者が課税事業者となります。この届出は例えば輸出業者、又は多額の固定資産を投資する事業者などが消費税を還付するために届出をすることがあります。

今月の格言

じ ひ ほう と ち じょう もち  
慈悲法を説き知と情を用いず

人生・家庭・職場の羅針盤

この格言は、人に道を説く場合の心得を示したものです。人に良い話(法)を説く際には、ただ知的に感情的に説くのではなく、まず自分で実行し、そのうえで相手を救済したいという慈悲の心から行うことが大切です。相手を思う慈悲の心が深いほど、相手を深く感化させることができることを示した格言です。

さわやか土曜塾では最高道德の格言を学んでおります。皆様のご参加をお待ちしております。

\*\* 7月のさわやか土曜塾 \*\*

日時：7月8日(土) 10:00~11:30

場所：辻堂図書館 会議室

会費：500円

詳細は雨谷・志村(智江)まで

## 読書の時間



農で 1200 万円! 「日本一小さい農家」が明かす「脱サラ農業」はじめての一步  
(西田 栄喜/ダイヤモンド社)

パラダイムシフトとは、その時代や分野において当然のことと考えられていた認識や思想、社会全体の価値観などが革命的にもしくは劇的に変化することをいう。この本にはパラダイムシフトを含んだ

実例が満載である。

例えばコスト管理においても業務用の設備は高額でランニングコストもかかるから、あえて家庭用を買って、自分で加工したり修理したりして利用する。原材料も加工品を買うと割高なので材料から自分で加工する。

なんでも自分でやることで原価率がどんどん下がるというのは大変興味深かった。単に農作物を作るだけでは、1割台の薄い利益率だが、そこに加工(2次産業)、販売(3次産業)まで行く。これを6次産業化というのだが、全部まとめて8割の利益率に高められる。そのためには規模を拡大せず家族経営の規模に抑えるほうがメリットが大きいようだ。

京都・竜安寺の「吾れ唯だ足るを知る」と書かれたつくばいが頭に浮かんだ。足るを知れば豊かに生きられるのだと… (智江)

\*\*\* \*\*

「日本一小さい農家」が明かす「脱サラ農業」はじめての一步

農で 1200 万円!

西田栄喜  
EIKI NISHITA  
深層生活「風来」代表

借金 補助金 農業 肥料 ロス 大農地 高額機械 宣伝費

ぜんぶゼロ!

初期投資  
夫婦2人、143万円で幸せに稼げる!  
ダイヤモンド社

問はず

がたり



## 目先のトクと将来のトク

目先の利益にちなまこになる、とりあえず将来は関係なし、目先の利益の積み上げが将来の利益をつくる。こんな近視眼的利益を求める行動が世の中に蔓延しているように感じる。

トクの道ばかり右往左往している人をたくさん目にしているが、結果友を失い大切な商売も傾き一番大切な信頼を失っていく。

人間の判断などが知れている、時に一呼吸おいてじっくり「これで良いのか」、「自分本位すぎないか」を問うてみたい。



\*\*\* \*\*

## 宇久田進治の伝言板 〇〇〇~まぐまぐ! メールマガジンのご案内~

おかげ様で7月に連載 100 回目を迎えます。

日々の雑多な事がらを、メールマガジン形式で呟いています。

ぜひ一度、覗いてみませんか? 登録はとても簡単です。宇久田進治税理士事務所のHPからバナーをクリック、あとはご自身のメールアドレスを入力するだけで完了です。



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466 (36) 0627

FAX 0466 (33) 4892

URL : <http://www.ukuta.net/>

\*\* 編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております \*\*  
お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。  
(e-mail : [matsushita@ukuta.net](mailto:matsushita@ukuta.net) 又は上記 FAX でお願いいたします。)